



要 請 署 名

大阪地方裁判所長 様

労組・団体名

代表者名

⑩

要 請 書

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下、関生支部）がおこなった2017年12月のストライキ闘争は、大阪広域生コンクリート協同組合など生コン関連業界に対し、約束を守って賃上げ原資となる運賃引き上げを実施するよう要求した正当な組合活動以外の何者でもありません。

いうまでもなく憲法28条は団結権、団体交渉権、団体行動権の三権からなる労働基本権を保障しており、労働組合法第1条2項は正当な組合活動を刑事罰の対象としないことを定めています。本件における大阪府警と大阪地検の捜査・起訴は、関生支部を敵視する予断と偏見にもとづき、これら憲法・労働組合法の根幹をないがしろにする不当なものであり、関生支部のみならずすべての労働組合の権利を犯す重大な挑戦であると認識しており、到底容認することはできません。

まして、すでに起訴したにもかかわらず組合員らを不当に勾留しつづけること、また接見禁止処分をつづけることは、重大な人権侵害であると同時に組合つぶしを意図した政治弾圧というほかありません。

ついては、下記のとおり要請しますので速やかに対処されるよう申し入れます。

記

1. 勾留中の組合員らに対する接見禁止をただちに解除するとともに、速やかに保釈を許可されたい。
2. すでに起訴された被告らについては、憲法28条および労働組合法第1条2項に照らして公正な裁判をおこない、速やかに無罪判決を下されたい。

2019年 月 日